

事 務 連 絡  
平成31年3月27日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

## 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの 自己評価の実施及び公表状況について

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

障害児通所支援の質の向上等については、厚生労働省より、平成28年3月7日付障発0307第1号「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」及び、平成29年7月24日付障発0724第1号「児童発達支援ガイドラインについて」が発出されており、既に各事業所宛てに周知を行っているところです。

また、児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインについては、自己評価票の活用及び自己評価結果の公表について義務付けられ、平成31年度からは、年に1回以上、各事業所において質の評価及び改善の内容を公表していない場合、自己評価結果等未公表減算の対象となります。

つきましては、標記について、以下のとおり、公表状況について届出いただくよう宜しくお願いします。

### 記

#### 1 自己評価結果公表の報告手続きについて

対象となる事業所は、別添「児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書」を用い、必要書類一式を提出すること。なお、当該届出書は、4月以降に障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中のExcelに格納し、掲載予定である。

##### (1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

##### (2) 提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

##### (3) 提出書類

##### ① 台帳登録シート

② 変更届出書（第2号様式）

③ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※ 公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

(4) 提出期限

(ア) 平成30年5月1日までに指定を受けている事業所

平成31年4月26日（金）必着

なお、変更届出書の変更年月日は、平成31年4月1日と記載し、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

(イ) 平成30年6月1日以降に指定を受けている事業所

指定日から1年以内

## 2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用される。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。

以上

担当  
東京都福祉保健局障害者施策推進部  
施設サービス支援課児童福祉施設担当  
電話 03-5320-4374

## (参考) 指定障害児通所支援の質の向上に向けた取り組みについて

指定障害児通所支援事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下、「法」という。）、法に基づく指定通所支援の事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下、「基準省令」という。）及び東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例等に基づき事業所運営を行っているところですが、特に以下の法令の規定について、遵守するようお願いいたします。

- (1) 指定障害児通所支援事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。(法第 21 条の 5 の 18 第 2 項)
- (2) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。(基準省令第 26 条第 3 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 64 条、第 71 条、第 71 条の 2、第 71 条の 6、第 71 条の 14、第 79 条の規定により準用する場合を含む。)
- (3) 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。(基準省令第 26 条第 4 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 71 条、第 71 条の 2 及び第 71 条の 6 の規定により準用する場合を含む。)
  - 一 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
  - 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
  - 三 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
  - 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
  - 五 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
  - 六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
  - 七 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況
- (4) 指定児童発達支援事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。(基準省令第 26 条第 5 項。第 54 条の 5、第 54 条の 9、第 71 条、第 71 条の 2 及び第 71 条の 6 の規定により準用する場合を含む。)

事 務 連 絡  
令和 2 年 1 月 2 9 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者 様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長

## 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの 自己評価の実施及び公表状況について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

標記について、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 2 4 年厚生労働省令第 1 5 号。以下「基準省令」という。）の改正に伴い、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね 1 年に 1 回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられました（基準省令第 2 6 条第 5 項、第 5 4 条の 5、第 5 4 条の 9、第 7 1 条、第 7 1 条の 2 及び第 7 1 条の 6）。

これに伴い、自己評価結果等の公表が都道府県に届出されていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について減算されることとされています。

公表状況の届け出については、平成 3 1 年 3 月 2 7 日付事務連絡により、すでに各事業所宛に周知を行ってきたところですが、公表及び届出は、毎年実施することが必要であり、具体的な公表及び届出の提出期限について、都（八王子市を除く）では、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようご対応いただくようお願いいたします。

### 記

#### 1 公表方法について

公表方法については、原則インターネットを利用すること。事業所のホームページ等がない場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営する WAM NET を活用（※）するなど、工夫すること。

なお、本制度の公表は、広く公表することが求められており、保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表したこととなら

ない点に留意すること。

- (※) WAM NETで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄（別添参照）にPDFを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

## 2 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）から15パーセント減算することとなっています。

また、第三者評価は社会福祉法に基づくものであり、基準省令に定められている自己評価とは別です。第三者評価を行っていれば、自己評価やその公表をしなくてよいということではありません。自己評価結果等の公表及び都への届出が行われていなければ、自己評価未公表減算の対象となりますので、ご注意ください。

## 3 提出期限について

### (1) 新規に指定を受けた事業所

指定日から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、公表の実施時期から1か月以内に行うこと。

例：令和元年6月1日に指定を受けた事業所の場合、令和2年5月末までに評価の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

### (2) 前年度に自己評価結果を公表し、届出を行った事業所

前回の公表の実施時期から1年以内に公表を行うこと。なお、都への届出は、前回の公表の実施時期から1年1か月以内に行うこと。

例1：前回の公表の実施時期が平成31年3月の場合、令和2年3月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年4月末までに行う。

例2：前回の公表の実施時期が平成31年1月の場合、令和2年1月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年2月末までに行う。

例3：前回の公表の実施時期が令和元年5月の場合、令和2年5月末までに自己評価結果等の公表を行い、都への届出は、令和2年6月末までに行う。

#### 4 自己評価結果公表の報告手続きについて

対象となる事業所は、障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel をダウンロードの上、必要書類一式を提出すること。

##### (1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

##### (2) 提出先

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当

##### (3) 提出書類

※ 届出書の様式は、東京都障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」の中の Excel からダウンロードしてください。

<http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspList.php?catid=052-010>

##### ① 台帳登録シート

##### ② 変更届出書（第2号様式）

※「13 障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に○をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

※「変更年月日」については、平成30年4月までに指定を受けた事業所は、原則、「令和2年4月1日」と記載し、令和3年以降も同様に4月1日と記載すること（3（2）例1及び2）。

また、平成30年5月以降に指定を受けた事業所については、毎年指定月の1日の日付を記載すること（3（2）例3の場合、「令和2年5月1日」と記載）。

ただし、自己評価結果を公表しておらず、未公表減算になった場合には、解消に至った月から1年後の翌月1日を記載すること。

例：平成28年4月に指定を受けた事業所で、令和元年11月に届出を行い、平成31年4月から令和元年11月まで自己評価結果未公表減算の対象となっていた場合、変更年月日は令和2年12月1日と記載する。

##### ③ 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

※ 公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

以上

担当  
東京都福祉保健局障害者施策推進部  
施設サービス支援課児童福祉施設担当  
電話 03-5320-4374

4 福保障施第 1 1 6 1 号  
令和 4 年 7 月 1 3 日

各指定障害児通所支援事業所 管理者様

東京都福祉保健局障害者施策推進部  
障害児・療育担当課長  
(公 印 省 略)

児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所における  
自己評価結果等の公表及び都への報告について（通知）

平素より、東京都の障害児・者施策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

このことについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「基準省令」という。）に基づき、障害児通所支援事業が提供するサービスの質の向上を図るため、自己評価結果等の公表が義務づけられており、都では平成 31 年 3 月 27 日付事務連絡及び令和 2 年 1 月 29 日付事務連絡により各事業所宛に周知を行ってきたところです。

一方、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係る Q&A について（令和 3 年 9 月 22 日版）」（令和 3 年 9 月 22 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）においては、新型コロナウイルス感染症への対応のため自己評価が困難となっている場合は、自己評価結果等未公表減算を算定しないものと示されております。

これまで新型コロナウイルス感染症の感染拡大により自己評価が困難になっている事業所については、事業所の判断により自己評価結果等の公表及び都への報告が延期されてきたことから、新型コロナウイルス感染症の対応に関する取扱いを整理しましたので、下記のとおりお知らせします。

## 記

### 1 対象事業所

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所（八王子市及び児童相談所設置区を除く）

### 2 公表時期（届出時期）・公表方法・届出方法について

#### (1) 公表時期（届出時期）

新たに事業所の指定を受けた日又は前回の公表の実施時期から 1 年以内に公表し、都への変更

届の提出は、前回の公表の実施時期から1年1か月以内に行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため自己評価が困難となっている場合には、別添「新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延理由書」及びこの根拠となる資料を添付してください。

(2) 公表方法

原則インターネットを利用した公表を依頼しています。公表にあたっては、セキュリティ保護のあるサイト等（Facebook等、閲覧制限のあるサイトは不可）に掲載し、広く公表されるようにしてください。

なお、公表用の様式については、児童発達支援ガイドライン別添の「事業所における自己評価結果（公表）」及び「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」を参考にすること。

また、自己評価の実施日については、公表用の様式に日付欄を必ず記載するとともに、掲載するページ上で公表日を確認できるようにしてください。

なお、過去に公表した自己評価結果のデータについても同じWEBページ上に掲載していただき、前回の公表の時期から1年以内に公表されているかどうかを客観的に確認できるようにしてください。

(3) 都への届出方法

障害者サービス情報の「変更届（加算届）に係る提出書類一覧」をダウンロードの上、必要書類一式（① 変更届出書（第2号様式）② 児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書）を東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課児童福祉施設担当宛に郵送してください。

3 減算の適用について

自己評価結果未公表減算については、自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬から15パーセント減算することとなっています。

ただし、上記2(1)の新型コロナウイルス感染症への対応のため自己評価が困難となっている場合につきましてはこの限りではありません。

4 その他

別添の参考資料を御確認ください。

<担当>

東京都福祉保健局 障害者施策推進部  
施設サービス支援課 児童福祉施設担当  
電話：03-5320-4374直通



新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延の理由書

東京都知事 殿

令和4年 月 日

法人所在地

法人名

印

代表者名

児童福祉法に基づき障害児通所支援事業所として指定を受けた下記の事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延が発生しましたので、以下の通り経緯を報告いたします。

記

1 指定されている事業所名等

(1) 事業所名

(2) 所在地

(3) 指定年月日

(4) 事業所番号

(5) 前回の公表年月日

2 自己評価結果公表等が遅延するに至った経緯

(記入例)

新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延の理由書

東京都知事 殿

令和4年 月 日  
法人所在地 東京都〇〇区〇〇XX-XX-XX  
法人名 社会福祉法人〇〇 印  
代表者名 東京 太郎

児童福祉法に基づき障害児通所支援事業所として指定を受けた下記の事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延が発生しましたので、以下の通り経緯を報告いたします。

記

1 指定されている事業所名等

- (1) 事業所名  
放課後等デイサービス〇〇
- (2) 所在地  
東京都〇〇区〇〇XX-XX-XX
- (3) 指定年月日  
令和2年5月1日
- (4) 事業所番号  
XXXXXXXXXX
- (5) 前回の公表年月日  
令和3年4月1日

2 自己評価結果公表等が遅延するに至った経緯

令和4年3月15日に職員1名が新型コロナウイルス罹患し、当該職員と一緒に食事を共にした職員ほぼ全員が濃厚接触者となり、事業所を臨時的に休業することとなった。(保護者への周知を行った場合は、お知らせの文書等を添付してください)

同年3月16日、濃厚接触者となっていた職員のうち複数名が新型コロナウイルスに罹患していることが判明し、事業所内でクラスターが発生したことから、1か月の休業することを法人理事会で決定した。(法人の意思決定したことが分かる

(記入例)

もの（理事会の議事録等）を添付してください

同年4月15日保健所への確認のもと、再開が可能と判断したが、4月16日以降は朝晩の消毒作業を徹底したため、自己評価の実施ができる状態ではなかった。また、保護者の方から新型コロナウイルス罹患を心配する問い合わせも殺到し、その対応にかかり切りとなった。

以上の経緯から、本来は前回の公表から1年以内の令和4年4月中に自己評価等の実施及び結果公表を行うべきところであったが、期限を過ぎてしまった。

※場合によっては、内容確認のため、追加で根拠となる書類を求めることもあります。